

建築物における滋賀県産木材の利用方針

(滋賀県産木材の利用拡大に向けた取組)

平成 24 年 2 月 29 日
変更 平成 30 年 8 月 17 日
変更 令和 3 年 9 月 8 日
最終変更 令和 4 年 5 月 16 日
滋 賀 県

第 1 方針の作成にあたって

1 建築物における木材の利用の意義

滋賀県の森林は、湖国の人々の日常生活に深く関わるとともに、古くは都への木材供給源として、また、琵琶湖淀川流域の重要な水資源である琵琶湖の水源として圏域の重要な役割を担ってきた。

戦後、特に昭和 40 年代以降は、スギ、ヒノキの植林が進み、現在は約 4 割が人工林となっている。これら的人工林資源の多くは、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していくうえで重要な課題となっている。

また、木材は、炭素を固定し、調湿性や断熱性に優れるなど、人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に寄与するとともに、しが CO₂ ネットゼロにも資するものであることなど、木材の利用には大きな意義がある。

2 建築物における木材の利用の背景

本県では、平成 16 年 4 月に「琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐこと」を目的として、琵琶湖森林づくり条例を施行した。また、令和 3 年 4 月に、滋賀県産木材の一層の利用促進などの課題に対応するために、条例を改正するとともに、第 2 期琵琶湖森林づくり基本計画において、「産業づくり～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～」を方針の 1 つとして位置づけ、滋賀県産木材の利用促進に取り組んでいる。(注 1)

また、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。)が制定され、公共建築物等木材利用促進法第 7 条第 1 項の規定に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。)では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。(注 2)

この中で、滋賀県が整備する公共建築物の木造化ならびに木質化をなお一層推進していくために、公共建築物等木材利用促進法第 8 条第 1 項に基づき、平成 24 年 2

月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を定めた。また、平成28年10月に公共建築物等木材利用促進法第9条に規定する市町村方針が、県内全ての市町で定められた。

令和3年10月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に改正施行され、法律の題名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。また、法第10条第1項の規定に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3年10月1日 木材利用促進本部決定)が定められた。

こうしたことから、建築物等における木材の利用の推進のため、法第11条に基づき「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を変更し「建築物における滋賀県産木材の利用方針」を定める。

第2 滋賀県が行う木材の利用の促進の基本的方向

1 木材の利用の目標

琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「県産材の素材生産量」の達成を目指して、次の(1)～(4)のとおり、建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

(1) 建築物

公共建築物については、原則として木造化を図るとともに、すべての公共建築物の内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進することとし、公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に滋賀県産木材を活用する。(注3)

また、民間建築物における木材の利用が促進されるよう効果的な施策を推進する。

(2) 公共工事

公共工事においては、「公共事業環境こだわり指針」の活用等により、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めている。このため、木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。(注4)

(3) 物品

本県では、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定め、物品の購入を通じた環境保全への取組を進めている。

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を促進し、積極的に滋賀県産木材を活用した木製品の導入を進める。

(4) 木質バイオマスの有効利用

未利用となっている木質バイオマスを有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質バイオマスのエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

2 目標の実現に向けた取組

(1) 現状

滋賀県産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、その対策を並行して実施する。

ア 素材生産部門

県内の森林組合や林業事業体は、伐採や搬出等の素材生産に必要な技術、人材、設備等すべての面で十分な体制が整っておらず、本県の素材生産量は低い水準で推移している。

イ 木材加工部門

県内の製材事業体の多くは、小規模事業体であり、製材のJAS認定事業所が少ないことから、県内においては製材のJASに適合する製材品の生産が十分でなく、供給も困難な状況である。（注5）

ウ 木材流通部門

滋賀県産木材の流通体制は、滋賀県森林組合連合会木材流通センター等の取組により整備が進みつつあるが、集積や安定供給等に対する備えが十分ではなく、短期間で多量の木材を調達することができない。

エ 木材利用部門

公共建築物において木造化および木質化の割合は低く、部材としての木材の利用が低位にとどまっており、木造化および木質化の設計や施工の技術情報も不足している。

民間の建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に木造で建築されているが、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

(2) 木材の安定供給および利用拡大に向けた取組と具体的な対策

ア 素材生産部門

需要に対応できる素材生産体制の整備

- ・ 素材生産を行う施業地を集約化し、その基盤となる林内路網の整備を推進する。
- ・ 森林組合や林業事業体を対象として、作業の効率化や安全性の向上に不可欠である林業機械の導入を図るとともに、施業提案や路網整備、伐採搬出等に必要となる人材の育成を支援する。

イ 木材加工部門

性能が確保された木材の加工体制の構築

- ・ 製材事業体を対象として、製材のJASに適合した製材品の生産に必要となる施設の整備や乾燥および製材技術の修得など、製材品の品質向上に必要となる取組を促進する。
- ・ 「木造計画・設計基準」（注6）において、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については原則として、製材のJASに適合するものとされたことから、製材のJAS認定事業所の整備や、県外加工事業体の連携を図るほか、無等級材の利用についても検討する。

ウ 木材流通部門

安定供給に向けた需給調整機能の向上

- ・ 様々な需要に対して適切に応えるため、需給調整や効率的な集出荷を行う滋賀県森林組合連合会木材流通センターの取組を推進する。
- ・ 流通の拠点となる貯木場（中間土場）の整備を支援し、県内の原木市場と森林組合等が連携した滋賀県産木材の流通体制を強化する。

エ 木材利用部門

公共建築物における滋賀県産木材の利用

- ・ 「木造計画・設計基準」等を活用し、滋賀県産木材を使った公共建築物の木造化および木質化に取り組む。
- ・ 構想、計画段階から木造化促進アドバイザーによる助言を受ける等により、滋賀県産木材を使った公共建築物の木造化および木質化に取り組む。
(注7)
- ・ 公共建築物の木造化および木質化の設計や施工に関する具体的な整備事例の紹介や、技術情報の普及啓発に努め、施設整備担当者や設計者、施工者の理解の促進を図る。
- ・ C L Tや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。
(注8)

民間建築物における滋賀県産木材の利用

- ・ 構想、計画段階から木造化促進アドバイザーによる助言を行う等により、滋賀県産木材を使った建築物の木造化および木質化の支援に取り組む。(注7)
- ・ C L Tや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計および施工に関する先進的な技術の普及に努める。
- ・ 関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計および施工に関する情報提供、それらの知識および技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努める。
- ・ 建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材および木造建築物の安全性に関する情報の提供に努める。
- ・ ライフサイクル・アセスメント（L C A）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及に努める。
- ・ E S G投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討に努める。
- ・ 建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面および生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究およびその成果の発信等に努める。
- ・ 木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 周知

法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用に

より、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

イ 締結の判断基準

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本利用方針に照らして適當なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

ウ 木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する等、必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 木材利用の促進の啓発と県民運動

関係団体と連携し、県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に県民への普及啓発を行う。

建築物における木材の利用について広く県民の关心と理解を深めるため、木材利用促進の日（毎年10月8日）および木材利用促進月間（毎年10月）における国の関連イベントや情報の発信等の事業と連携し、木材利用促進に取り組む。

第3 滋賀県以外の者の木材利用の促進

1 市町等の木材の利用の促進

建築物の整備等における積極的な木材の利用を進めるため、法第12条に規定する市町村方針を国的基本方針および県の利用方針に即して変更されるよう必要な情報を提供する等に努め、今後より一層市町と連携し木材利用の促進を図っていく。

また、市町以外の者が整備する公共建築物（法第2条第2項第2号に規定する建築物）についても、本方針の趣旨を踏まえて、積極的な木材の利用が図られるようこれを整備する者に対して勧奨する。（注8）

さらに、公共建築物を整備しようとする市町や、建築物における木材の利用を促進しようとする市町に対し、県が木材の調達についてその区域内の情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める。

2 事業者の木材の利用の促進

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対し、本利用方針の趣旨を踏まえ、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組む。

3 県民の木材の利用の促進

木材の利用は、快適で健康的な生活空間の形成に寄与するのみならず、地球温暖化の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮、循環社会の形成および地域経済の活性化に貢献することが期待されている。

こうしたことから、木材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するとともに、木材に関する情報の提供および知識の普及、住宅等における滋賀県産材の利用の推進、木質バイオマス燃料の利用促進、その他の必要な措置を講ずることにより、個人や法人による木材の利用の促進に努める。

第4 木材の利用の促進のための体制

1 公共施設木材利用促進会議等

「滋賀県公共施設木材利用促進会議」を設け、公共建築物における滋賀県産木材の利用の促進に向けた連絡調整を図るとともに推進体制を整備する。また、公共建築物の整備にあたっては、施設整備を行う主管課、営繕担当課、木材担当課および関係課が連携し、構想、計画、設計、施工の各段階において、その取組状況の整理を行うなど、第2の1の(1)に基づき、建築物の原則木造化、内装等の木質化および滋賀県産木材の活用を的確に進める。

2 公共建築物の木造化および木質化に向けた支援体制

公共建築物の木造化および木質化にあたっては、建築計画と木材調達が密接に関連するため、総合的な対応が必要であると想定されることから、これらに関する問合せに対して的確に応えるために、営繕担当課、木材担当課および関係課の職員で構成する「滋賀県公共建築物木材利用促進支援チーム」を設ける。

3 県産木材活用推進協議会等との連携

「県産木材活用推進協議会」等と連携し、滋賀県産木材の安定的な供給等を図るとともに木造建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する人材の育成、建築用木材および木造建築物の安全性に関する情報の提供、法第15条に規定する建築物木材利用促進協定制度の推進などの施策を総合的に実施し、木材の利用の促進がより円滑に進むように努める。（注10）

さらに、クリーンウッド法の趣旨を踏まえ、「びわ湖材产地証明制度」等による合法性等の証明された木材の利用を図る。（注11）

(注1)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材产地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号および滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」および滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

(注2)

木造化：建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用すること。

木質化：建築物の新築、増築、改築または模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

[「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の注釈を準用]

(注3)

「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国または地方公共団体の事務・事業または職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

なお、公共建築物の整備においては、国の基本方針第2の4の（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に準じる。

(注4)

経済性、現場条件、耐用年数および施工上特に支障がある場合は、この限りではない。なお、経済性については、環境効果等も勘案して判断するものとする。

(注5)

「製材のJAS」とは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）（昭和25年 法律第175号）に基づいて制定された「製材の日本農林規格」（平成19年8月29日 農林水産省告示第1083号）をいう。

(注6)

「木造計画・設計基準」とは、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するために制定した基準。

(注7)

「木造化促進アドバイザー」とは、木造化の国内の実施事例に精通し、具体的な成果を発揮している者で、建築物の木造化および木質化に対し、発注者や施主、設計者に対し助言等を行う者。

(注8)

C L Tとは、Cross Laminated Timber の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。

(注9)

法第2条第2項第2号に規定する建築物の例示

[「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」本方針からの抜粋]

②国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

(注 10)

「県産木材活用推進協議会」とは、林業関係団体、建設・建築関係団体などで構成され、県内で生産される木材の有効活用のため、流通の促進と需要拡大のための普及啓発などに取り組む団体。

(注 11)

「クリーンウッド法」とは、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」をいう。